

令和5年10月16日(月)から(予定)

鳥取県西部県税事務所は 米子市役所本庁舎2階に移転予定です！

鳥取県と米子市では、県民の皆様へのワンストップサービスの提供と利便性のさらなる向上を図るため、鳥取県西部県税事務所を米子市役所本庁舎2階に移転することとし、米子市市民生活部市民税課、固定資産税課、収納推進課と同じフロアで業務を行うこととなりましたのでお知らせします。引き続き、御理解と御協力をお願いします。

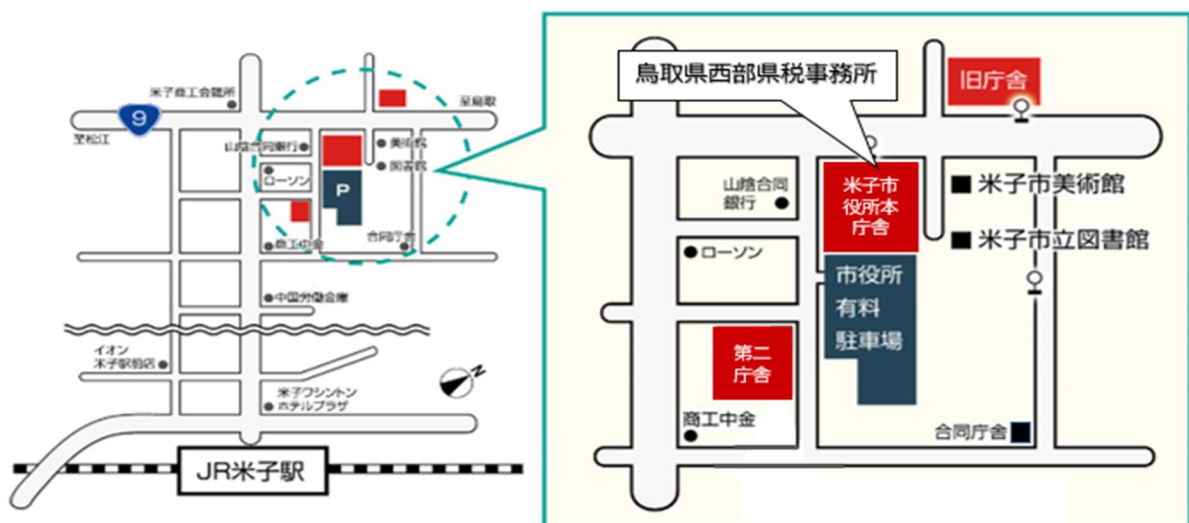
【現 在】
〒683-0054
米子市糀町1丁目160番地
西部総合事務所本館3階



【令和5年10月16日(月)(予定)】
〒683-0823
米子市加茂町1丁目1番地
米子市役所本庁舎2階

※具体的な移転日は西部県税事務所ホームページでご案内します。

※電話番号及びファックス番号の変更はありません。



鳥取県西部県税事務所

米子市役所本庁舎 2 F

県税と市税の手続きが 同一フロアで可能になります！



法人関係税／法人県民税（県税）・法人市民税（市税）

- ・申告書の提出、設立届出、異動届出の提出等
- ・設立届、異動届の様式を統一

自動車関係税／自動車税（県税）・軽自動車税（市税）

- ・車検用納税証明書申請、減免申請手続き等

資産関係税／不動産取得税（県税）・固定資産税（市税）

- ・軽減申請手続き、償却資産申告、各種相談等

納税証明書申請

- ・県税、市税の納税証明書申請は共通窓口で受付けます
- ・県税、市税とも証明書手数料はキャッシュレス決済に対応します

納税、納税相談

- ・県税、市税の納税及び納税相談は、共通窓口で受付けます

鳥取県西部県税事務所